

入札説明書

宮崎県が行うフルカラー複合機による複写サービスに係る一般競争入札については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

入札に参加する者は、下記事項を熟知の上で入札しなければならない。この場合において、当該説明書等について疑義がある場合は、下記 13 に掲げる者に説明を求めることができる。ただし、入札後に仕様等についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。

1 公告日 令和 8 年 6 月 1 1 日

2 一般競争入札に付する事項

- (1) 契約件名 フルカラー複合機による複写サービス
- (2) 契約内容 別紙 仕様書のとおり
- (3) 契約期間 令和 8 年 8 月 1 日から令和 1 3 年 7 月 3 1 日まで (60 ヶ月)
(地方自治法第 234 条の 3 の規定に基づく長期継続契約)
- (4) 納入期限 令和 8 年 7 月 3 1 日
- (5) 納入場所 宮崎県串間土木事務所
串間市大字西方 8 9 7 0 番地

3 契約に係る特約事項

- (1) この競争入札に係る契約（以下「本件契約」という。）は、長期継続契約を締結することができる契約を定める条例（平成 17 年宮崎県条例第 81 号）第 2 条第 1 項第 1 号の規定による契約であり、県は、上記 2 の (3) の契約期間において次に掲げる場合のいずれかに該当するときは、本件契約を解除するものとする。
 - ア 本件契約の相手方が本件契約に違反した場合
 - イ 本件契約の相手方が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団員（同条第 6 号に規定する暴力団員をいう。）と密接な関係を有するものであると認められた場合
 - ウ 本件契約の相手方の役員等（本件契約の相手方の役員又は支社、支店若しくは営業所の代表者をいう。）が暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者であると認められる場合
 - エ 本件契約の締結日の属する年度の翌年度以後において本件契約に係る県の歳出予算が減額又は削除された場合
- (2) 県は、(1) の契約の解除によって生じた本件契約の相手方の損害については、その賠償の責めを負わないものとする。

4 競争入札に参加する者に必要な資格

この競争入札に参加する資格を有する者は、開札日当日時点において、次に掲げる要件をすべて満たすものとする。

- (1) 物品の買入れ等の契約に係る競争入札の参加資格、指名基準等に関する要綱（昭和 46 年 1 月 26 日告示第 93 号。以下「要綱」という。）第 4 条に規定する競争入札参加者名簿（以下「名簿」という。）に登載された者で、サービス（役務の提供）に関する業種で、営業種目が「賃貸業務」で種目が「事務機器」であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

- (3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立て、または民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立て（以下これらを「申立て」という。）がなされていない者であること。ただし、会社更生法に基づく更正手続開始、または民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けている者は、申立てがなされていない者とみなす。
- (4) この入札公告の日から入札日までの間に、宮崎県から指名停止の措置を受けていない者であること。
- (5) 宮崎県内に本店又は支店（営業所を含む。）を有する者であること。
- (6) 本業務のために納品する機器が仕様を満たし、確実に設置、設定できると認められる者であること。
- (7) 本業務に係る機器の、保守、点検、修理、部品の提供等のアフターサービスについて、納入先の求めに応じて速やかに提供できると認められる者であること。

5 入札参加資格の確認

この競争入札に参加しようとする者は、上記 4 の資格要件を満たすことを証明する書類を、入札参加資格確認申請書（別紙様式 1）により提出しなければならない。

なお、提出期限、提出場所及び提出方法は、以下のとおりとする。

- (1) 提出期限 令和 8 年 6 月 19 日（金）午後 5 時
- (2) 提出場所 宮崎県串間土木事務所 総務課 総務担当
〒888-0001 串間市大字西方 8 9 7 0 番地

- (3) 提出方法

持参又は郵送（書留郵便に限る。）。ただし、郵送の場合は、提出期限までに到達したものを有効とする。

- (4) 入札参加資格確認結果の通知

入札参加資格の確認結果は、令和 8 年 6 月 24 日（水）までに通知する。

6 入札説明会

入札説明会は実施しない。ただし、本件入札に関する質問は、令和 8 年 6 月 19 日（金）まで随時受け付ける（開庁日の午前 9 時から午後 5 時まで）。

7 入札及び開札

- (1) 入札及び開札の場所並びに日時

ア 場所 宮崎県串間総合庁舎 1 階 大会議室

イ 日時 令和 8 年 6 月 30 日（火） 午後 1 時 30 分

- (2) 入札に参加する者は、別紙様式 2による入札書（以下「入札書」という。）を持参により提出しなければならない。電話、電報、ファクシミリその他の方法による入札は認めない。

- (3) 代理人が入札を行う場合は、別紙様式 3による委任状を提出するほか、入札書に入札者の氏名又は名称若しくは商号（法人の場合は代表者の職氏名）、代理人であることの表示及び当該代理人の氏名を記載して押印（外国人の署名を含む。以下同じ。）をしておかなければならない。

- (4) 入札方法

ア 入札書の複写サービス料金は、複合機の 1 か月間の複写枚数合計を使用枚数として、テスト・ミスコピー枚数を控除した枚数で 1 枚あたりの単価を記載し、金額欄には 60 か月分を記載すること。なお、内訳金額には月額、総額（60 か月）を記載すること。（1 か月の複写枚数は、フルカラー複合機 3 台合計 白黒 21,000 枚、カラープリント 6,500 枚、カラーコピー 2,100 枚）

イ 落札決定に当たっては、入札書に記載した金額に当該金額の 100 分の 10 に相当

する金額を加算した金額（1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

- (5) 入札書は封筒に入れ密封し、かつ、封皮に氏名（法人の場合はその名称又は商号）を記載しなければならない。
- (6) 入札者又はその代理人は、入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分について押印をしなければならない。なお、入札書の表記金額は訂正できない。
- (7) 入札者が連合し、又は不穏な挙動をする等の場合で競争入札を公正に執行することができない状態にあると認めるときは、入札の執行を延期し、又は取り消す。
- (8) 開札には、入札者又はその代理人が立ち会わなければならない。
- (9) 開札をした場合において、落札者がいない場合は直ちに再度の入札を行う。

8 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

入札金額の 100 分の 5 以上の入札保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次のいずれかに該当すると認められる場合は、入札保証金の納付が免除される。

ア 保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約（年間発注予定金額の 100 分の 5 以上）を締結し、その証書を提出する場合

イ 落札者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められる場合

(2) 契約保証金

契約金額の 100 分の 10 以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次のいずれかに該当すると認められる場合は、契約保証金の納付が免除される。

ア 保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約（年間発注予定金額の 100 分の 10 以上）を締結し、その証書を提出する場合

イ 契約を締結しようとする者が、契約を締結しようとする日の属する年度前の 2 か年度の間（公団等を含む。）又は地方公共団体（公社等を含む。）と種類及び規模をほぼ同じくする契約を 2 回以上にわたって締結し、これらを全て誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められる場合

9 入札の効力

次の入札は無効とする。

なお、無効となる入札をした者は再度の入札に参加することができない。

- (1) 入札参加資格がない者のした入札
- (2) 同一人が同一事項についてした 2 通以上の入札
- (3) 2 人以上の者から委任を受けた者が行った入札
- (4) 入札書の表記金額を訂正した入札
- (5) 入札書の表記金額、氏名、印影又は重要な文字が誤脱した又は不明な入札
- (6) 入札条件に違反した入札
- (7) 連合その他不正な行為があった入札

10 再度入札

再度入札の回数は、1 回とする。

なお、次のいずれかに該当する者は、再度入札に参加することができない。

- (1) 初度入札に参加しなかった者
- (2) 初度入札において入札をしなかった者

再度の入札書の様式は、初度の入札で使用したものと同一ものを用いるが、当該様式の上部の「入札書」と書かれた左横の空欄に手書き等で「再」と記載すること。

また、再度入札を辞退しようとするときは、辞退する旨を記載した再入札書を提出しなければならない。

11 落札者の決定の方法

- (1) 予定価格の範囲内の価格をもって入札した者のうち、最低価格の入札を行った者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

12 契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

13 本件入札に関する問合せ先

宮崎県串間土木事務所 総務課 総務担当
〒888-0001 串間市大字西方8970番地
電話番号 0987(72)0134